

目 次

1	本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈.....	3
	(1) 個人4情報の目的外利用は基本的人権の制約であること	3
	(2) 条例8条1項1号の「法令等」の具体的な解釈について	4
	(3) 提供が許容される法令の具体例	5
2	自衛隊法97条1項及び同施行令120条は「法令等」に該当しない	7
	(法令の趣旨①について)	7
	(1) 自衛隊法施行令120条の解釈	7
	(2) 自衛隊法97条1項の授權の限界.....	10
	(3) 小括	13
3	本件における違憲・違法性.....	14
	(1) 法令等の根拠がなく、違憲であること.....	14
	(2) 必要な限度を超えた提供による違憲・違法であること	14
	(必要な範囲(②)に関連して)	14
ア	出生年月日・性別情報の提供・受領の違憲・違法	14
イ	募集案内はがきの記載内容の違憲・違法.....	15

記

被告奈良市第1準備書面及び被告国第1準備書面に対し、以下反論する。

1 本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈

(1) 個人4情報の目的外利用は基本的人権の制約であること

訴状第6、1で詳述したとおり、プライバシーの権利は学説・判例上で著しい発展を遂げ、現在リーディングケースと位置付けられる住基ネット事件最高裁判決（平成20年3月6日）においても、氏名、生年月日、性別、住所（個人4情報）を含む本人確認情報の同意なき提供が争われた事件について、憲法13条に基づく「個人の私生活上の自由」の一つとして、「何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」と判示する。

また、令和4年4月1日改定の政府「個人情報の保護に関する基本方針」（甲24）においても、「個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らねばならない」（基本方針1（2））とする。

つまり、デジタル技術の加速度的発展に伴い高度に情報化した現代社会において、司法のみならず政府においてもまた、プライバシーを含む個人情報の保護は憲法13条に基づく基本的人権であると明確に位置付けるに至っているのが現在の到達点ということになる。

したがって、個人情報についての目的外利用については、憲法13条が保障する基本的人権の制約であるという観点から取り扱われなけ

ればならず、奈良市個人情報保護条例 8 条 1 項 1 号の解釈にあたって
も、同規定は人権制約規定であるという視点で、限定的な解釈が求め
られることとなる。

(2) 条例 8 条 1 項 1 号の「法令等」の具体的な解釈について

上記 (1) で論じた視点を考慮すれば、例外的に本人同意なく個人
4 情報を第三者に目的外に提供するためには、法律の留保の大原則が
働き、個人 4 情報の提供を許容する具体的な法令の存在が必須とな
る。

この点は、上述の住基ネット最高裁判決においても、「法令等の根
拠に基づく」ことが合憲判断の根拠の一つとされているし、やはり最
高裁が、法律の根拠を欠く GPS 捜査を違法と判示していることから
も明らかである（最大判平成 29 年 3 月 15 日）。

加えて、基本的人権の制約は、なんらかの法令さえあればその内容
如何にかかわらず許されるものではなく、当該法令による制約が、公
共の福祉（憲法 13 条）による制約として、許容されるものでなけれ
ばならないことも言うまでもない。

原告は、訴状 22 頁においては、以上の趣旨に鑑みて①明確な法令
の定めと、②高い公益目的と表現したが、より具体的には①関係機関
への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかで、②保護されるべき
利益も明確で、提供される範囲も合理的なものに限っておこなわれる
こと（個人情報保護法の解説第三次改訂版 p154（甲 25）, 個人情報
保護法第 4 版 p225 岡村久道著）がその要件となる。なお、甲 25 号証
は個人情報保護法の立法作業に携わった園部逸夫ら編集による著書で
ある。

したがって、条例8条1項1号の「法令等の定めがあるとき」に言う法令とは、上記①②の要件を満たすような法令であることが必要となる。

(3) 提供が許容される法令の具体例

そして以上の議論は、個人情報保護法であれ奈良市個人情報保護条例であれ、なんら変わることはない。また、法令の名宛人が民間事業者であるか行政機関であるかによっても変わりはない。憲法を頂点とする一元的な法秩序内での議論においては、あらゆる人権制約立法について、普遍的に妥当する原理だからである。

この点、被告国や奈良市は、個人情報保護法18条3項の「法令に基づく場合」との規定は、個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関する規定であるから、条例8条1項1号の解釈には用いられるものではなく（被告奈良市第1準備書面10頁、被告国第1準備書面16頁）、個人情報保護法69条1項の「法令に基づく場合」を参照すべきと主張をする。

しかしながら、上述のとおり、目的外での個人情報の提供が基本的な人権の制約であることは、提供者が行政であるのか民間事業者であるのかで本質的にはなんら違いはない。問題は、当該法律の趣旨・目的が、個人情報の提供を許容し（①）、かつ保護すべき権利利益が明確でかつ合理的な範囲に留まるか否か（②）こそが極めて重要となる。

この点、立法者らが個人情報保護法18条3項1号、27条1項1号の「法令に基づく場合」の例としてあげられてきた法令（甲25 p199～p200）について、別紙一覧表1で添付する。

それらの法令は、具体的な事案に照らして、事実関係の調査、解明に必要な範囲で、個人情報の提供を認めるとするものがほとんどで

(例外は会社法⑬のみ、但し組織内部での提供)、犯罪捜査・違法不正の調査(①、③、⑤、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱)や、税務調査(②、⑫)、民事裁判(⑥)、感染症予防(⑨)、児童の保護(⑦、⑧、⑩)、個人情報の保護(④、⑪)など、広く社会全体の利益に関する目的の規定ばかりである。

なお、被告国、奈良市は個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)において、「法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解される」との部分引用し、原告が訴状で主張した「法令に基づく場合」の限定解釈に反論するが、以上で述べたとおり、原告は、情報の利用又は提供義務がある場合に限られるなどと主張はしていない(別紙1でも、⑯⑰⑱は義務なしの例とされている)。

繰り返しになるが、当該法令の趣旨目的から、個人情報の提供が許容されていることが明確か否か、保護する利益も明確で、その提供範囲が合理的に留まるか否かが重要であると主張しているにすぎない。

また、被告国、奈良市が参照すべきとする個人情報保護法69条1項の例として、あげられてきた法令(甲26p38)についても添付する(別紙一覧表2)。

やはり、行政権の適正な執行などを審査又は調査し(①)、また適正な会計支出を検査し(②)、またこれらを評価、監視する(③)ため、及び公務員の職務の調査(④)、麻薬等取締り(⑤)について「必要な範囲」で個人情報の提供を許容する規定ばかりである。なお、土地改良事業に伴う提供のみやや例外的ではあるが(⑥)、同規定も、当該事業に関する必要な範囲での閲覧、謄写、交付請求を認めるに留まっている。

以上の議論を前提に、それでは、被告国、奈良市が根拠とする自衛隊法 97 条 1 項、自衛隊施行令 120 条が、奈良市個人情報保護条例 8 条 1 項 1 号の「法令等に定めがあるとき」に言う「法令等」に該当するか否かについて、以下で論証する。

2 自衛隊法 97 条 1 項及び同施行令 120 条は「法令等」に該当しない
(法令の趣旨①について)

(1) 自衛隊法施行令 120 条の解釈

ア 訴状 24 頁で述べたとおり、施行令 120 条は、地方公共団体の募集事務について定めた 114 条ないし 119 条の後に規定されている。これらは法定受託事務とされており（施行令 162 条）、関与最小限度の原則（地自法 245 条の 3 第 1 項）が適用されるのであるから、施行令 120 条に基づく資料提出の求めも必要最小限度にとどめなければならない。

そうすると、施行令 120 条に基づく都道府県知事または市町村長に対する資料の提出の求めは、都道府県知事または市町村長における自衛隊員の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべきである（甲 27）。

イ この点、自衛隊法等の逐条解説である「口語防衛法」（甲 28）において、自衛隊法 97 条 1 項の趣旨は、「自衛隊の実情や募集状況をたえず国民に知らせて、適齢層の応募をできるかぎり容易にしておく必要がある」ことから、「その地方の実情に通じている都道府県知事および市町村長をして、隊員の募集期間の告示、応募資格の調査、受験票の交付、広報宣伝など隊員の募集に関する事務の一部を委託した方が、より効率的」であるとする。そして、同条項の規定により、「都道府県知事および市町村長に一部委任される事項

は、隊員の募集業務に関するものと募集に関する広報宣伝事務」であり、「この事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣は、都道府県知事および市町村長に対して、募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数等に関する報告および県勢統計等の資料の提出を求め、地方の実情にそくして募集が円滑に行われているかどうかを判断」することができるとする。

ウ このように提出を求める資料が限定される解釈は、技術的な助言及び勧告のため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報提供のため必要な資料の提出を求めることができるとする地方自治法245条の4の規定と同趣旨である。

エ 被告らは、自衛隊法97条1項について、「地域社会の実情や住民に関する情報に通じ（中略）、かつ、住民にとって身近な行政主体である都道府県知事及び市町村長に事務の一部を行わせる方が、的確な住民情報等に基づいて、より効率的に募集事務を行うことができ、また、応募する者にとっても便宜であるとの趣旨から規定されたものである」として、施行令120条にいう「必要な報告又は資料の提出」には、「住民基本台帳（中略）に記載されている個人4情報に係る報告又は資料の提出も当然に含まれるというべきである。」と主張する（被告国第1準備書面17頁、被告奈良市第1準備書面11頁）。

しかし、被告らが引用する丙第2号証164頁には、自衛隊法97条の趣旨として、「自衛官等募集事務は、現役の高校生を中心に広い対象に行うもので、地域社会と密接なつながりを持つ地方自治体との連携が必要」であるとし記載されておらず、「的確な住民情報等に基づいて、より効率的に募集事務を行うことができ、また、応募する者にとっても便宜である」という記載はどこにもな

い。被告らの主張は、逐条解説（丙2）にすら記載のない独自の解釈というべきであり、そのような独自の解釈に基づいて個人4情報が施行令120条にいう「必要な報告又は資料の提出」に含まれると結論付けるのは、牽強付会というほかない。

オ また、被告らは、自衛隊法が授権する施行令120条について、「対象となる『募集』事務の範囲を限定したり、『必要な報告又は資料』の範囲を限定する規定は存在しない。」と主張する（被告国第1準備書面17～18頁、被告奈良市第1準備書面11頁）。

しかし、同じ自衛隊法が授権する施行規則の第3章「第3節 採用、昇任等」は、21条～27条の2において、採用（原則試験によること）について規定しており、同条以外に募集に関する定めは存在しない。さらに、「2等陸士、2等海士及び2等空士たる、自衛官の募集及び採用に関する訓令（昭30.12.28防衛庁訓令第80号）」（甲29）は、募集業務や採用業務について詳細な実務規定を定めている。しかも、同訓令の第2条（1）では、「『募集業務』とは、募集に関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう。」と定めており、自衛隊法や同法施行令にいう「募集」あるいは「募集に関する事務」も当然同じ意味で捉えられなければならない。

こうした規定からも、上記被告らの主張が失当であることは明らかである。

カ 被告らは、施行令114条ないし119条の「各規定は別途独立した募集事務について規定しているところ、120条もまた独立した募集事務についての規定となっており、（中略）114条ないし119条の募集事務についての報告や資料の提出に限定する文言は存在しない。」「118条には、『第114条から前条までの規定

の例により』として、114条ないし117条を前提とする文言があるのに対し、120条に『114条ないし前条までの規定に係る募集事務』といった限定が付されていない」として、原告の主張を批判する（被告国第1準備書面18～19頁、被告奈良市第1準備書面11頁）。

しかし、118条に「第114条から前条までの規定の例により」として114条ないし117条を前提とする文言があるのは、114条ないし117条が陸上自衛官等の募集事務に関する規定であり、118条によって、海上自衛官等や航空自衛官等についても同じように募集事務を行うために引用しているからである。120条（及び119条も）は、陸上自衛官等のみならず、海上自衛官等や航空自衛官等にも共通する規定であるから、「114条ないし前条までの規定に係る募集事務」といった限定を付す必要がないのである。

被告らの上記批判は理由がない。

（2）自衛隊法97条1項の授権の限界

ア 授権法の範囲が問題となった判例として、医薬品のインターネット販売規制を定めた薬事法施行規則が薬事法に抵触しているかどうか争われた最高裁平成25年1月11日判決がある。

最高裁は、この判決において、委任立法の適否を判断するについてはその規制の範囲や程度に応じた授権規定の明確性が重要となり得ることを明示的に述べた。また、その判断においては、立法過程における議論も斟酌することに言及している（甲30）。

イ この判例に則して検討すると、自衛隊法97条1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自

衛官候補生の募集に関する事務を行う。」と規定するだけで、事務の内容について具体的に規定していない。同条項からの委任命令である施行令120条によってプライバシー権の保護対象となる個人4情報を提供しようとするのであれば、授權法である自衛隊法97条1項にその旨が明確に規定される必要があるが、同条項にはプライバシー権を制約するような内容は一切ない。

ウ また、自衛隊法97条1項は、同法が制定された1954年当初から存在するが、この時点では住民基本台帳法は存在しないから、個人4情報に関する議論なども当然されていない（甲31、32）。さらに言えば、住民基本台帳法が1967年に制定され、2006年の同法改正では住民基本台帳が原則非公開となったが、その時々でも自衛隊法97条1項は改正されることはなかった。

すなわち、自衛隊法97条1項は、制定当初から現在に至るまで、一貫してプライバシー権を制約することなど一切想定していないのである。

エ そもそも、上述のとおり、住民基本台帳法は2006年改正により住民基本台帳が原則非公開となり、例外的に11条1項で国又は地方公共団体の機関の請求による一部の写しの「閲覧」のみが認められているに過ぎない。12条の2は、国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写しの交付を認めているが、本件のような募集対象者の個人4情報をまとめて提供することを可能にする規定は存在しない。

したがって、自衛隊法97条1項のようにプライバシー権制約に一切触れていない規定をもって住民基本台帳法の例外規定と位置づけることは、同法が2006年改正によって個人情報保護の観点か

ら個人4情報を原則非公開とした趣旨に違反するというべきである。

オ 被告らは、「自衛隊法97条1項は、自衛官等の募集に関する規定であり、募集に当たっては、募集対象者となり得るかどうかの調査が不可欠であるから、個人情報の取得に関する事務も募集に関する事務に含まれると解される。」と主張する（被告国第1準備書面19頁、被告奈良市第1準備書面11頁）。

しかし、自衛隊法97条1項は、都道府県知事及び市町村長が自衛官等の募集に関する事務の一部を行うことを定めた規定であり、国が地方公共団体から個人情報を取得する事務が含まれると解するのは明らかに文理解釈に反する。

カ また、被告らは、「効率的に自衛官等の募集事務を行うためには、市町村長から個人4情報の提供を受けることが必要であるから、同施行令120条の『報告又は資料の提出』に、個人4情報の記載された資料の提出を受けることが含まれると解することは、自衛隊法97条1項の趣旨に沿うものである。」と主張する（被告国第1準備書面19頁、被告奈良市第1準備書面11頁）。

しかし、その前提となる自衛隊法97条1項の趣旨について独自の解釈であって誤りであることは前述したとおりであるし、そのような自衛隊の便宜のために募集対象者のプライバシー権が制約されることが自衛隊法97条1項の趣旨に沿うなどとして簡単に許されるものではない。

キ さらに、被告らは、個人4情報について、最判平成20年3月6日を持ち出し、「同施行令120条の『報告又は資料の提出』に個人4情報の記載された資料の提出が含まれると解することが、自衛

隊法 97 条 1 項の授權の範囲を超えるものとはいえない。」と主張する（被告国第 1 準備書面 19～20 頁、被告奈良市第 1 準備書面 11 頁）。

しかし、上記最高裁判決が出された 2008（平成 20）年当時とは異なり、SNS が高度に発達・普及し、デジタル化が急速に進んでいる現代において、個人 4 情報はもはや「人が生活社会を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報」とは到底言えない。住所や出生年月日は個人の特定につながるもので他人には開示されたくない情報であるし、氏名であっても、例えば病院や銀行の待合で氏名を呼ばないように配慮されるようになってきている。男女の別についても、LGBTQ などの性的マイノリティの人権問題が周知されてきており、アンケートで不必要に回答を求めないようにするなど、極めてセンシティブな情報だという認識が広がっている。

個人 4 情報が秘匿性の高い情報とはいえないものとして、自衛隊法 97 条 1 項の授權の範囲を捉えようとする被告らの発想は、時代遅れと批判されても仕方のないものである。

（3）小括

以上のとおり、自衛隊法施行令 120 条の解釈、及び自衛隊法 97 条 1 項の授權の限界に鑑みれば、自衛隊法 97 条 1 項及び同施行令 120 条は奈良市個人情報保護条例 8 条 1 項にいう「法令等」に該当しないことは明白である。

3 本件における違憲・違法性

(1) 法令等の根拠がなく、違憲であること

以上、1, 2で述べたとおり、自衛隊法97条1項は、条例8条1項1号の「法令等」に該当せず、被告奈良市がした自衛隊奈良地本への原告の住民4情報の提供は、法令に基づかない基本的人権の制約であり、憲法13条に違反し、違憲である。

(2) 必要な限度を超えた提供による違憲・違法であること

(必要な範囲(②)に関連して)

ア 出生年月日・性別情報の提供・受領の違憲・違法

本件名簿提供は、被告奈良市が自衛隊奈良地本と締結した覚書(甲7)に基づいて実施されたものであるが、その目的は奈良地本による募集業務にある(覚書第1条)。

被告国第2準備書面によると、奈良地本は、本件名簿に基づいて電子データを作成してラベルシールを作成し、それを募集案内はがきの宛名に添付して使用したとのことである(被告国第2準備書面7頁)。

ラベルシールには住所と氏名のみ記載されているのであり、募集業務には出生の年月日や男女の別の情報は不要である。

プライバシー権という基本的人権を制約するにあたって、達成されるべき目的とそのために取られる手段としての人権制約との間に均衡が要求される比例原則が適用されるところ、奈良地本による募集業務という目的のために全く必要のない募集対象者の出生の年月日や男女の別の情報を提供することは明らかに比例原則に反する。

したがって、少なくとも募集対象者の出生の年月日や男女の別の情報を被告奈良市が提供して被告国が受領したことは違憲・違法である。

イ 募集案内はがきの記載内容の違憲・違法

原告に届いた募集案内はがきには、「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の案内が記載され（甲 9 の 1）、裏面（甲 9 の 2）にある資料請求の QR コードを読み取ると、奈良地本の「資料請求・お問い合わせページ」に飛ぶことができるが、この応募フォームから「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の資料を取り寄せることができる（甲 3 3）。

被告国も認めているとおり（被告国第 1 準備書面 2 4 頁）、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」は「自衛官又は自衛官候補生」に含まれない。被告らが本件名簿提供の根拠法令と主張する自衛隊法 9 7 条 1 項や同法施行令 1 2 0 条は「自衛官又は自衛官候補生の募集」について定めた規定であり、これらの規定に基づいて「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の募集ができないことは明らかである。

この点、被告国は、本件募集案内はがきに「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の記載を併せて行ったとしても、「自衛官の募集につながるものであるため、自衛隊法 9 7 条 1 項及び同施行令 1 2 0 条の趣旨に反するものではない。」と主張する（被告国第 1 準備書面 2 4 頁）。これに対して、原告が「自衛隊法 9 7 条及び同施行令 1 2 0 条に直接該当するものではないことを自白したものであるという理解でよいか。」と求釈明したが（原告第 4 準備書面 3 頁）、被告国は、「自衛官の募集につながる」という文言を繰り返し、自衛隊法 9 7 条及び同施行令 1 2 0 条に直接該当するものではないことを否定できなかった（被告国第 2 準備書面 6 頁）。

被告国が提出した「市町村から取得した募集対象者の情報に関する使用及び管理要領」（丙 4 号証）においても、自衛官及び自衛官候補

生を「自衛官等」、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒を「学生等」と明確に区別しているが、前者については資料の提出を市町村の長に依頼し、取得することについて述べているところ、後者については住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧を市町村の長に請求し、取得することについて述べている。すなわち、後者については、前者と異なり、名簿提供を求めることができず、閲覧により情報を取得するしかないことを、被告国自体が自認しているのである。

上述のとおり、本件覚書（甲7）は自衛官等の募集のために締結されており、目的外利用は禁止されている（覚書第5条）。募集案内はがきに「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の案内を記載することは、覚書第5条に反する目的外利用であることは明白である。

したがって、「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の案内を記載した本件募集案内はがきを原告に送付した被告国の行為は明らかに違法である。

以上

行個法「法令の根拠」

付番	法令	条文	規定
①	国会法	104条1項	各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
②	会計検査院法	24条1項	会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして会計検査院規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)及び証拠書類(当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を、会計検査院に提出しなければならない。
		24条2項	国が所有し又は保管する現金、物品及び有価証券の受払いについては、前項の計算書及び証拠書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を会計検査院に提出することができる。
		25条	会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。
		26条	会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。
		27条	会計検査院の検査を受ける会計経理に関し左の事実があるときは、本属長官又は監督官庁その他これに準ずる責任のある者は、直ちに、その旨を会計検査院に報告しなければならない。
			一 会計に関係のある犯罪が発覚したとき
			二 現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したとき
		28条	会計検査院は、検査上の必要により、官庁、公共団体その他の者に対し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる。
③	総務省設置法	6条2項	総務大臣は、第4条第1項第12号の規定による評価又は監視(以下この条において「評価又は監視」という。)を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。
④	国家公務員法	100条4項	前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。
⑤	麻薬及び向精神取締法	58条の3	麻薬取締官、麻薬取締員、警察官及び海上保安官は、麻薬中毒者又はその疑いのある者を発見したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。
		58条の4	検察官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判(懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。)が確定したときは、速やかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。
		58条の5	矯正施設(刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。)の長は、麻薬中毒者又はその疑いのある収容者を釈放するときは、あらかじめ、その者の氏名、居住地、年齢及び性別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地(居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。)の都道府県知事に通報しなければならない。
⑥	土地改良法	118条6項	第一項各号に掲げる者は、当該事業に関係のある土地を管轄する登記所、漁業免許に関する登録の所管庁又は市町村の事務所に付き、無償でその事業に関し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。